

平成27年度2号・3号認定月額利用者負担

階層区分			2号認定利用者負担 (3歳以上)		3号認定利用者負担 (3歳未満)		
			保育標準時間 (11時間)	保育短時間 (8時間)	保育標準時間 (11時間)	保育短時間 (8時間)	
A	生活保護法による被保護世帯		0円	0円	0円	0円	
B	A階層を除き市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	非課税	母子世帯等	0円	0円	0円	0円
			その他世帯	2,000円	1,900円	3,000円	2,900円
C1	均等割の額のみ		6,400円	6,300円	9,300円	9,100円	
C2	10,000円未満		8,500円	8,400円	11,400円	11,200円	
C3	10,000円以上 48,600円未満		10,000円	9,800円	13,000円	12,800円	
C4	48,600円以上 57,300円未満		11,500円	11,300円	16,000円	15,700円	
C5	57,300円以上 67,500円未満		14,000円	13,800円	18,500円	18,200円	
C6	67,500円以上 77,700円未満		16,000円	15,700円	21,500円	21,100円	
C7	77,700円以上 87,900円未満		19,000円	18,700円	25,500円	25,100円	
C8	87,900円以上 97,000円未満		22,000円	21,600円	29,500円	29,000円	
C9	97,000円以上 123,300円未満		24,000円	23,600円	32,500円	31,900円	
C10	123,300円以上 148,500円未満		25,000円	24,600円	36,000円	35,400円	
C11	148,500円以上 169,000円未満		26,500円	26,000円	40,000円	39,300円	
C12	169,000円以上 224,400円未満		27,500円	27,000円	44,000円	43,300円	
C13	224,400円以上 266,200円未満		28,500円	28,000円	48,000円	47,200円	
C14	266,200円以上 301,000円未満		29,000円	28,500円	52,000円	51,100円	
C15	301,000円以上		30,000円	29,500円	56,000円	55,000円	

備考

- 1 年齢は入所している年度の4月1日時点の年齢で決定します。年度の途中で年齢が変わって、3号認定から2号認定に切り替わっても、その年度内は3号認定の保育料のまま変わりません。
- 2 同一世帯から就学前児童が、認可保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所または児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している場合は、年齢の高い児童から1人目は上記の金額、2人目は半額(100円未満は切り捨て)、3人目以降は無料となります。
- 3 この表の市民税の額は、4月～8月分保育料については、世帯の前年度の市民税額の年額、9月～3月分保育料については、世帯の当年度市民税額の年額となります。(配当控除、外国税額控除、住宅借入金等特別控除、市町村等に対する寄付金控除等の税額控除の適用はありません。)